

白岡市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の概要

1 改正の理由

ひとり親家庭等医療費支給事業について、県内現物給付が開始されたことにより、受給者等の定義規定を追加するため、本条例の一部を改正するものである。

2 改正の概要

(1) 第2条（定義）第6項関係

「食事療養標準負担額」を「入院時食事療養標準負担額」に改める。

(2) 第2条（定義）第7項関係

「受給者」の定義規定を加える。

(3) 第2条（定義）第8項関係

「現物給付」の定義規定を加える。

(4) 第3条（対象者）、第4条（所得の制限）、第5条（受給者証の交付）について、定義規定の整理に基づき修正を行い、併せて文言の整理を行うものである。

(5) 第7条（支給の方法）第2項関係に現物給付に係る支給方法について、規則に委任する規定を加える。

(6) 第8条（届出業務）関係及び第11条（支給金の返還）関係について文言の整理を行うものである。

3 施行期日

令和6年4月1日から施行する。